

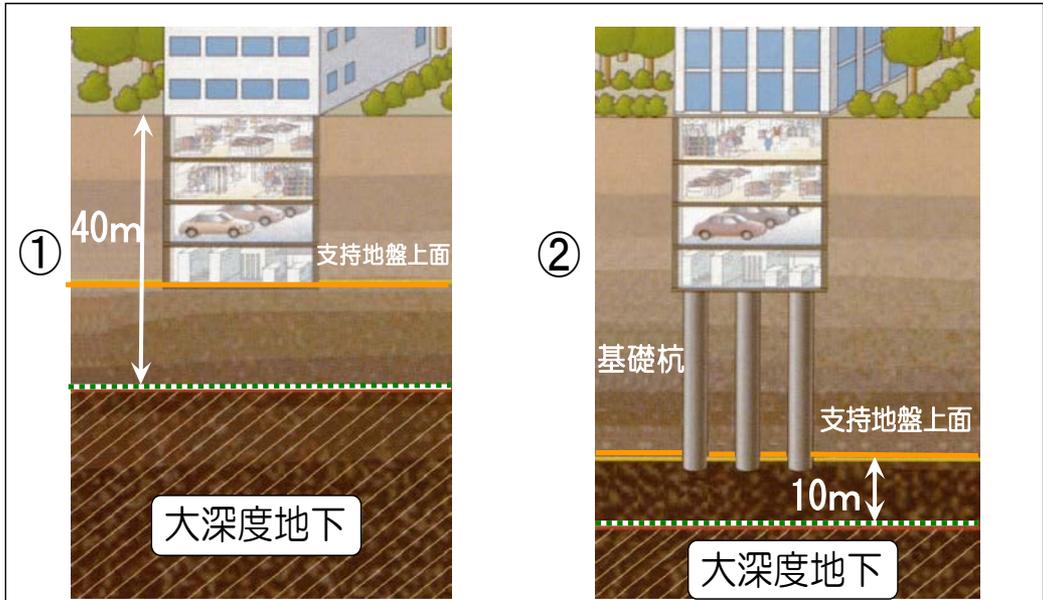
東京外かく環状道路(関越～東名)の 使用の認可に関する処分の手続について

国土交通省 都市局 都市政策課
平成26年2月

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(道路事業(東京外かく環状道路(関越～東名))、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

○大深度地下の範囲(法第2条等)

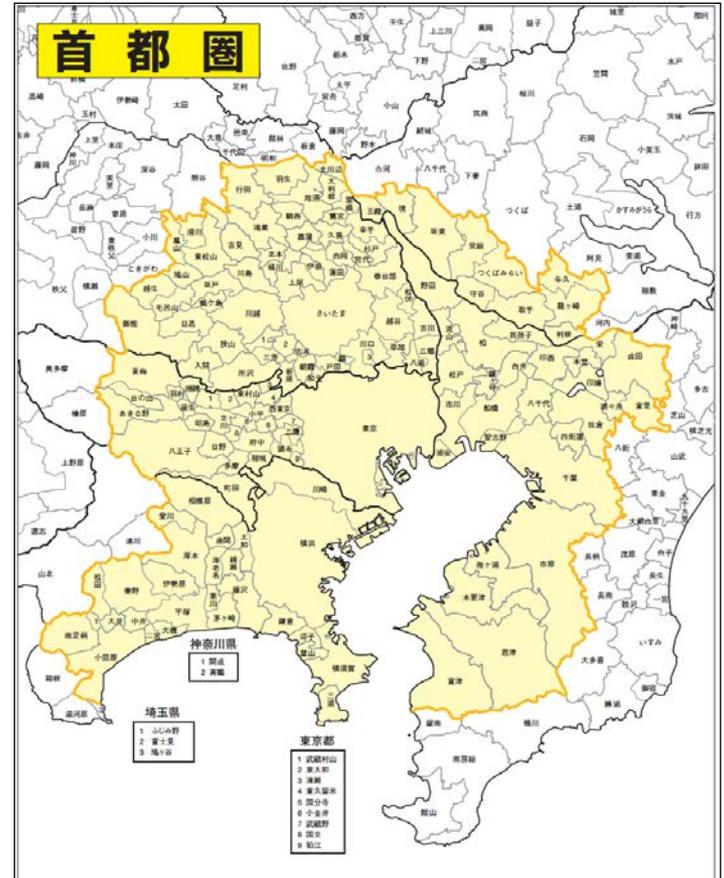


地下室の建設のための利用が通常行われない深さ (地下40m以深)

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ (支持地盤上面から10m以深)

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

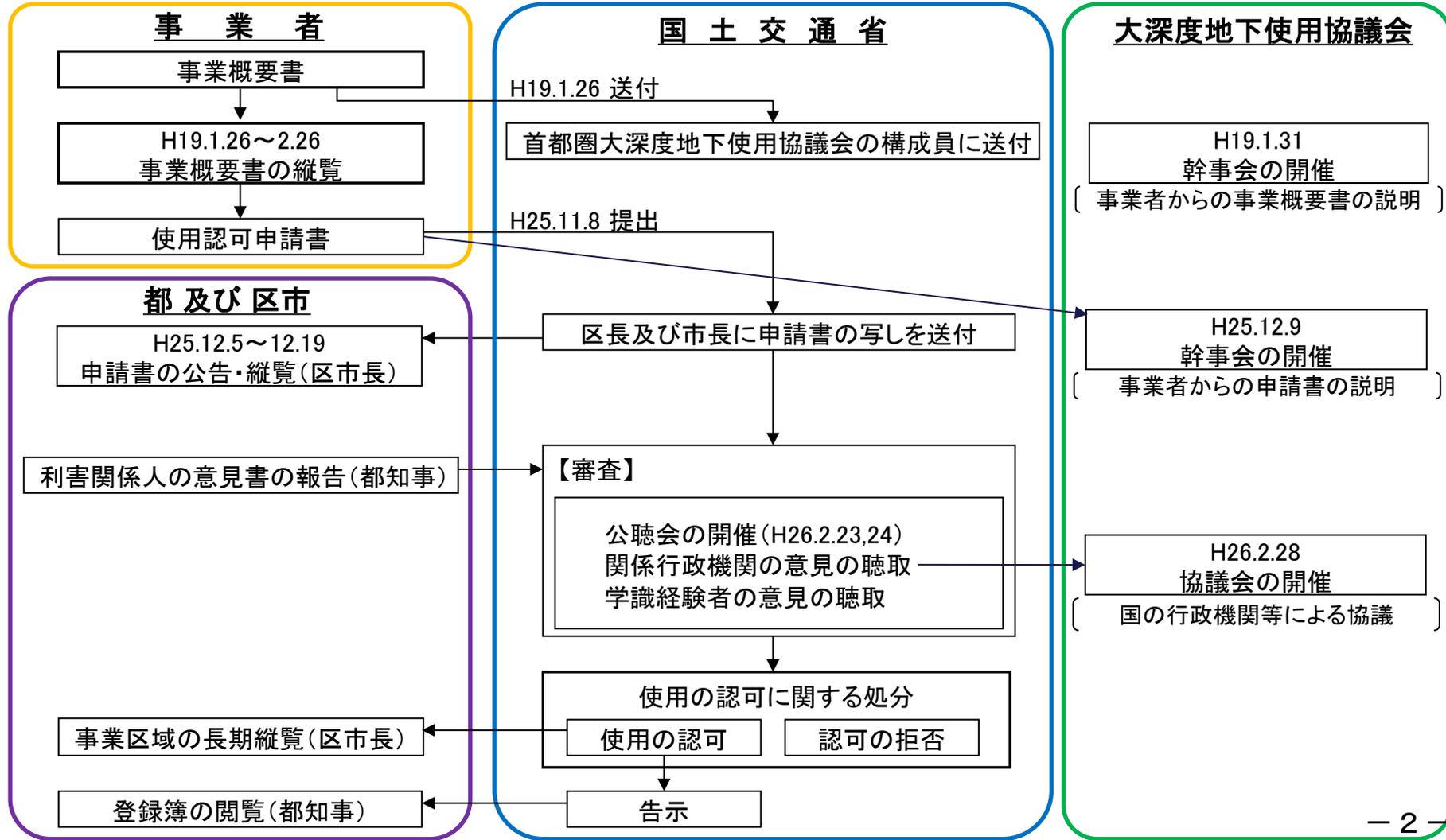
○対象地域(法第3条等)



首都圏大深度地下使用協議会における協議の実施(法第7条)を通じた関係行政機関の意見の聴取(法第18条)

- ①国土交通大臣は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、関係のある行政機関の意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、原則として関係のある行政機関の意見を求めなければならない。
- ②関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣に対して意見を述べる事ができる。

安全の確保 環境の保全 etc.



東京外かく環状道路(関越～東名)の使用認可申請書の縦覧期間に提出された意見書の概要

利害関係人の意見書の提出(法第20条)

区市における縦覧期間：平成25年12月5日から12月19日まで
 意見書の提出総数：573通

提出された意見書の主な意見の要旨	関係する使用の認可の要件 (法第16条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・東名JCT付近の1.5km区間は使用されずに膨大な建設費・維持費を要する。 	対象事業(第1号)	
<ul style="list-style-type: none"> ・必要性のデータは社会のすう勢を反映していないので、やり直しを求める。 	公益上の必要性(第3号)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の位置、費用対効果の算出方法に疑問がある。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・外環よりも首都高や古い道路の補修、震災復興、防災対策を優先すべきである。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有していない。 	事業者の意思と能力(第4号)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は十分な説明責任を果たしていない。施工前までに地元住民が納得する説明を求める。 	基本方針 への適合 (第5号)	事業の円滑な遂行の ための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・地下水流の堰き止め・分断により、地下水が枯渇し、池や川を涸らすおそれがある。 		環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の変化による地盤沈下のおそれがある。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の影響予測における調査が不足している。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・トンネルの長期的な耐久性に疑問がある。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染のおそれがある。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル火災事故のもたらす施設への影響が明確になっていない。 		安全の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・避難方式は交通弱者への配慮を欠いている。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・旧石器時代の遺跡が深く埋まっている可能性があり、慎重に調査すべきである。 		文化財の保護
<ul style="list-style-type: none"> ・トンネルの規模が大深度地下使用技術指針に適合していない。 		施設の耐力(第6号)
<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の耐力が十分ではない。 		

公聴会の開催(法第20条)

開催の日程：平成26年2月23日(日)、2月24日(月)

公述希望の件数：35件 ※公述の申出期間(平成26年1月30日から2月10日まで)に、公述希望の申出が公述が可能な予定件数を超えたため、多様な趣旨の意見を聴取する観点から意見を述べる者を選定した。

公述の件数：22件(事業者1件、賛成5件、反対16件)

公聴会における主な意見の要旨

事業者(1件)	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事業は法第16条の各号要件を満たす事業である。
賛成の公述(5件)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京外かく環状道路は首都圏の経済活動や生活を支える基幹インフラであるとともに、五輪時に重要な役割を果たすものでもあることから一刻も早い整備を求める。 ・トンネルの設計や施工に当たっての地質や地下水の実態を詳細まで適切に把握している。 ・本事業でのトンネルは、有識者の検討会において、施設の耐力面、安全確保の面に関して十分な技術的検討及び配慮を行っていることが確認されている。 ・トンネルの安全について、通常想定される規模の火災に対して十分な安全が確保されている。
反対の公述(16件)	<ul style="list-style-type: none"> ・法適用に当たって、事業者は住民への説明責任を果たしていない。 ・申請に必要な井戸調査、ボーリング調査が行われていない地域がある。 ・大深度部での施工にあたり、地上部への影響について丁寧な説明が必要。 ・大深度部分の環境保全に関する立証、特に地下水への影響に関する予測分析が不十分である。 ・大気汚染による健康被害を住民が受けるおそれがある。PM2.5の環境影響評価の実施を求める。 ・大深度トンネルにおける火災時又は震災時の避難に関し、交通弱者への配慮を欠いている。 ・東名JCT分合流部から東名立坑部までの区間は行き止まり区間として放置されるため、公益上の理由がない。 ・財産権を強く制限することは憲法違反の疑いがある。 ・外環ノ2計画の廃止後に使用認可を行うべきである。